

永正十六年正月十八日同〇貞陸
御調進

一色左京大夫どのへ

〔御内書引付〕就年始之儀、去年御書信、殊太刀一腰絲、烏目千疋送給候、令悦喜候、仍太刀一振雲次進之候、祝儀計候、恐々謹言、

八月十七日

右京大夫政元

謹上 上杉民部大輔殿

爲年甫祈禱、百度御祓一合、井雁二到來候、目出、仍太刀一腰遣之候也、謹言、

二月十日

政元

三日市庭大夫どのへ

〔宗五大草紙上〕公方様御對面之事、同私様のやう、

一人を送り候事、略〇中御使の時は、三職其外御相伴衆は御送り候、又事により候て御使の時、太刀

其外小袖など給候事候、其時は、三職も給候は、いたゞき候はず候、私に出候時給り候をば、いづれ

もいたゞき候、されば正月朔日三職へ禮に參候へば、太刀金を給候、いたゞき候、

〔公格辨儀〕年中出仕衣服等之事

一元日二日拜領之時服、侍從以上は臺、其外廣蓋、諸大夫之面々、法眼法印之御醫師迄、

〔幕朝故事談〕諸侯大名衆元日頂戴の時服を、二月十五日著用致す事は、十五日迄の登城は皆熨

斗目にて、ふくさ小袖を著する日無之故也、因て十五日に著用不致れば、廿八日にて、其以後に

ても宜きなり、十五日に著用して、又廿八日に著用して、棄物有之節は、もよりの御目付へ届候事

也、御徒目付立合改候上、子細無之候得ば、町奉行所へ出す、十五日立候て、闕所倉に入る事なり、御

目付への届、三日迄延引候分は、不苦候事、棄候譯不相知候段、具に奉行所へ申達し、品物相渡候事